

委託仕様書

1 業務名

保育現場魅力発信事業実施業務

2 用語の定義

本仕様書で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

・備後圏域とは、広島県福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町及び神石高原町並びに岡山県笠岡市及び井原市の行政区域をいう。

3 業務期間（履行期間）

契約締結の日の翌日から2027年（令和9年）2月26日（金）まで

※ただし、保育体験イベントの開催予定日は2026年（令和8年）12月19日（土）とし、雨天決行とする。

4 業務の目的

本業務は、備後圏域の学生を対象に、幼児教育・保育現場の魅力を実感できる機会を提供し、保育の仕事の魅力を発信することで、幼稚園教諭・保育士の仕事への興味関心を高めることを目的とする。

5 業務の概要

（1）業務実施場所

福山市内保育施設（西多治米保育所、認定こども園みゆき）、福山平成大学及び実施施設への移動経路

※周知対象地域は、福山市を含む備後圏域市町

（2）事業実施対象者（参加者）

備後圏域の高校生

（3）保育体験イベントの概要

午前：福山市内保育施設において保育体験（保育体験の内容については保育施設課で調整）

給食体験

午後：福山平成大学において保育のセミナー

幼稚園教諭・保育士を目指す大学生との座談会（参加大学生については保育施設課で調整）

（4）業務委託の内容

ア 情報発信

・参加者の募集に係るイベントポスター・チラシ作成（デザイン・印刷・データ納品含む）

・備後圏域の高等学校及び備後圏域自治体へのポスター・チラシの配布（ポスター150枚、チラシ2,000枚程度）

・Web広告の配信

イ イベント参加者の募集・管理

・イベント参加者募集に係る応募フォームの作成

- ・ イベント参加者の定員及び参加者基本情報の管理

※本業務（再委託した場合を含む。）の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項、個人情報保護法を始めとする関係法令等及びその他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

ウ イベント当日の運営・進行

（ア） イベント当日の参加者の移動手段の確保・運営

- ・ 集合場所（福山駅）からイベント実施施設ごとへバスによる送迎（往復２ルート）を実施・管理すること。

（イ） イベント当日のスケジュール管理

（ウ） イベント当日の進行

エ イベント当日の参加者への記念品等の手配

- ・ 高校生…記念品（トートバッグ等）※参加定員４６～５０名程度
- ・ 大学生…ＱＵＯカード（１人につき２千円程度）※１５名程度

オ イベント実施の記録

- ・ イベント当日の実施状況の記録実施（写真）
※次年度の事業周知用に使用予定

キ イベントの効果検証

- ・ 参加者を対象としたイベント後アンケートの実施
- ・ アンケート結果の集計・分析

ク 報告書の作成

- ・ 業務完了後に、業務委託報告書（任意様式）、業務委託完了届を提出すること。

（５） その他特記事項

ア 契約締結後、速やかに次の書類を提出すること。

- ・ 実施工程表
- ・ 業務計画書
- ・ 責任者及び担当者一覧表（担当職務、緊急時連絡先等を記載）
- ・ その他発注者が必要に応じて指示した書類

イ 業務の実施過程で作成した全ての電子データは、業務完了時に発注者に納品すること。

ウ 本業務の実施に当たっては、保険の加入等必要な手続を取ることに。

エ 本業務の実施に必要な経費は、全て契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。（保育施設課で調整の項目を含む（講師への謝礼（約２０千円）、給食体験（約１７千円）及びその他保育体験にかかる費用）

オ 業務実施に当たっては、発注者と十分協議及び連絡調整を行い、円滑かつ効率的な業務実施に努めること。

カ 発注者の手配する人員及び資機材を有効に活用し、経費の節減に努めること。

キ 業務に必要な人員を配置し、必ず責任者を置くこと。

ク 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、当市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

- ケ 不測の事態を想定し、不測の事態が発生した場合においても業務を遂行できる体制とすること。
- コ 業務の実施に当たり、打ち合わせた結果は記録簿に取りまとめ、速やかに発注者に提出して了解を得ること。
- サ 受注者は業務の進捗状況等を定期的に発注者に報告するほか、発注者との打合せを定期的に行うこと。
- シ 業務の目的を達成するために発注者は受注者に対して業務の進捗状況に関しての必要な指示を行うことができる。
- ス 業務の実施過程において、発注者又は受注者が仕様書の変更を要すると判断した場合、双方協議のうえ、発注者の予算の範囲内で仕様書を変更できるものとする。
- セ 業務の実施に際しては、関係法令を遵守すること。
- ソ 受注者が仕様書に違反し、改善の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、発注者は契約を解除して損害賠償を請求する場合がある。
- タ 本業務の実施に関して疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項がある場合については、速やかに発注者と協議すること。

6 成果物

- (1) 本業務の成果物は次のとおりとし、履行期間末日までに納品すること。
 - ア 業務委託報告書（A4 版） 製本 1 部
 - イ イベント当日の写真
 - ウ その他発注者が指示するもの
 - エ 上記ア、イの電子データ
- (2) 報告書の印刷にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- (3) 成果物は全て発注者に帰属することとし、受注者は発注者の承認を得ずに使用または公表しないこと。
- (4) 成果物の納入先は福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課とする。
- (5) 成果物の納入日は受注者及び発注者が協議のうえ決定する。